

第2回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年10月26日（月）13:00～14:40

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、岩下直行、竹内純子、新山陽子
（成長戦略会議）金丸恭文議員

（専門委員）青山浩子、有路昌彦、泉澤宏、大泉一貫、花岡和佳男、林いづみ

（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、山西規制改革推進室次長、川村規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）農林水産省：山口水産庁長官

農林水産省：神谷水産庁次長

農林水産省：倉重水産庁漁政部長

農林水産省：藤田水産庁資源管理部長

農林水産省：黒萩水産庁増殖推進部長

4. 議題：

（開会）

1. 改正漁業法の制度運用について

（閉会）

5. 議事概要：

○川村参事官 それでは、時間となりましたので「規制改革推進会議 第2回 農林水産ワーキング・グループ」を開催いたします。本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いします。

なお、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただくようお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は、再度ミュートにさせていただくよう御協力をお願いいたします。

本日は竹内委員に御出席いただいております。また、成長戦略会議より金丸議員に御出席いただいております。

なお、本日、河野大臣は御欠席ですが、河野大臣からは、本日の農林水産省の説明で委員の皆様が納得されない場合、農林水産省は自分のところに説明に来ていただくというようにお伝えするように言われております。

それでは、以後の議事進行につきましては佐久間座長をお願いします。よろしくお願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります。議題は「改正漁業法の制度運用について」でありま

す。本日は、本年12月1日に施行予定の改正漁業法の制度運用に関して、過去の規制改革実施計画に対する取組状況を農林水産省からヒアリングいたします。

なお、実施事項が多岐にわたりますので、本日はポイントを絞って議論をさせていただきたいと思います。ついては、御説明と質疑応答を論点ごとにまとめて行いたいと思います。

それでは、まず「漁場マップの策定」につきまして、農林水産省より恐縮ですが3分程度で御説明をお願いいたします。

○山口水産庁長官 水産庁の長官の山口でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今、座長のほうから御指示がございましたので、資料1-1で用意いたしました対応状況でございますが、項目ごとに御説明させていただきます。

まず、1つ目が「海面を最大限活用しうる仕組みの確立と、漁業権制度の運用の透明化」の中の漁場マップの策定というところでございます。

この漁場マップの策定につきましては「対応状況」にございますように「海洋状況表示システム」、いわゆる「海しる」と呼んでおりますが、これにおいて漁業権に係る情報、これには漁場の位置、漁業（養殖業）種類、操業時期、免許有効期間等が記載されておりまして、令和元年11月から水産庁ホームページからも「海しる」のサイトが利用できるようにリンクを張っているところでございます。

また、漁場マップの策定の調査につきましては、全国の漁業権の免許状況調査を実施することになっておりますので、次回の令和5年度の漁業権の一斉切替えの際に、新たに漁場として設定された事例や廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査を実施して、その調査結果を踏まえて漁場の活用に関するKPIを公表したいと思っております。

また、eのところでございますが、新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるよう、また、短期間で手続が終了するよう取り組むという課題につきましては、本年6月に「海面利用制度等に関するガイドライン」を制定しておりまして、今後、このガイドラインに基づく制度運用の中で、短期間で手続が終了するよう、関係省庁との協議を進めてまいりたいと考えております。

「海しる」の状況については、参考資料一覧という資料1-2を用意しております。その一番下にイメージ図を記載しております。これも準備しているところでございます。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

お願いします。

○林専門委員 御説明、ありがとうございます。

ただいまの「海しる」へのリンク張りに関して1点と、もう一点、御質問したいと思います。

ます。

まず、参考資料に出ております「海しる」へのリンクで開示されている情報というのは、極めて限定的なものであり、現状、未活用の漁場を見つけるための情報は盛り込まれていないようですが、これについてはどのように取り組まれているのでしょうか。

2019年11月に、この「海しる」へのリンク張りがされ、その翌月の12月に規制改革の農林水産ワーキングにおいて、農林水産省というか水産庁として漁場マップを作成するというお答えを頂いていたわけなのですが、これでは海保の集めた情報を載せているだけではないのかと思われまます。農水省として現状、未活用の漁場を見つけるための情報を、ここにどのように盛り込む作業を進められておられるのか、お伺いしたいと思います。まず、この1点についてお答えをお願いします。

○佐久間座長 それでは、農水省からお願いします。

○山口水産庁長官 まず、今の林専門委員からの御質問でございますが、昨年12月の農林水産ワーキングにおいて、これは私のほうから海上保安庁の運用する「海洋状況表示システム」、当時はC e i s N e tと呼んでおりましたけれども、今は「海しる」というように呼ばれておりますが、これを活用して、農林水産省として漁場マップを作成した上で水産省ホームページ等を用いて公表する予定にしているということを回答させていただいています。

今、そういったことで回答しましたけれども「海しる」においては、現在の漁業権の免許状態については、常にアップデートしている、これは都道府県からの情報も「海しる」のほうにわたって、そこでアップデートができるということでございますので、最新の情報を簡便な形で提供するという点では、この「海しる」を利用するのが望ましいということで、水産庁のホームページに「海しる」のリンクを掲載したというところでございます。

なお、先生から御指摘のございました未活用の漁場の問題につきましては、まず、漁業権者との連絡先については、この「海しる」にございますので、ここから都道府県に問合せをしていただければ、確認は可能だと考えております。

また、特に空き漁場の状況等については、これは直接漁業権者に問い合わせる、又は都道府県の担当のほうに問い合わせることがこれによって可能だと考えております。そういった形で情報をまず収集していただくのが早いのではないかと考えております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

林専門委員、いかがですか。

○林専門委員 すみません。今のお答えでは到底納得できないので、これは河野大臣に御説明いただく必要があるのかと思います。すなわち、この規制改革実施会議で、漁場マップの作成を決定した際の背景というのは、意欲と能力のある者が漁業への新規参入を行う機会を与えることであったわけですから。今の御説明では、都道府県や漁業権者に問い合わせ「自分で探せ」というに等しく、何ら情報提供のツールとしてなっていないわけですから。

で、この点は改善をお願いしたいと思います。

ちなみに、関連してなのですけれども、報道されているところによりますと、日本海の大和堆での中国船の違法操業が問題になっており、我が国の漁業者の水揚げの減少にもつながっていると聞いております。水産庁は放水以外で何ができるのか、日本の漁業者を守るために何ができるのかということについて、どのような検討をされているのでしょうか。

○佐久間座長 今の点を水産庁のほうからお願いします。

○山口水産庁長官 大和堆の話というのは、今の件と別な話としてよろしいでしょうか。

○佐久間座長 大和堆は別の件でございます。

○山口水産庁長官 分かりました。

大和堆の外国漁船への対応につきましては、今、御指摘がございましたように、放水や退去警告を中心に外国漁船の排除をしているというのが現実でございます。

今、委員のほうからは、ほかの方法がないのかということでございますが、いわゆる漁業主権法に基づく措置としては、だ捕等の措置も講ずることができるわけでございますけれども、これについては外国漁船が多数海域にいるような場合には、だ捕をしてしまいますと、その間、うちの取締船がその海域を離れてしまわなければいけないということで、ほかの外国漁船がそこにまた入ってしまうというおそれがございますので、現在においては放水等によって我が国の水域から退去させるというのが最も望ましいということで、その措置を講じているところでございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

次の質問の方、泉澤専門委員、その次は南雲座長代理ということで、お願いいたします。

泉澤専門委員、お願いします。

○泉澤専門委員 御説明、ありがとうございます。

長官のお話が聞こえなかったのがあって、少しダブった質問になるかもしれませんが、この漁場マップが、今の海上保安庁の「海しる」そのもので、先ほど言われたように、情報が不足しているということと、また、この情報の定期的な更新の頻度というのはどのぐらいの期間を想定されているのかということで、最初に更新の頻度、定期的に図面そのものの更新を行うのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○佐久間座長 それでは、更新の頻度について、水産庁のほうからお願いします。

○山口水産庁長官 更新については、変更があった際には更新をすることになっておりますが、いわゆる漁業権に関しましては、先ほど御説明しましたように5年に一度ずつ漁業権の設定が行われますので、基本的にはその設定のたびに更新がなされると考えております。

○佐久間座長 今の点、泉澤専門委員、よろしいですか。

○泉澤専門委員 それに関連して、今度の改正漁業法では、漁協の果たす役割の中に漁場管理という役割があるのですけれども、現場のそういう状況把握が迅速に可能な漁協と、漁場マップの関連というのは、今後考えられないのでしょうか。

というのは、農業の分野で言いますと、例えば、農地バンクとか、あるいは農地の窓口というのがあって、農地の利用状況や後継者の状況などを地図化して公表しているわけで、かなりきめ細かい情報が載っております。それを見ながら新規参入する農業者の方などはかなり参考になっていると思います。それと同じように、漁業においても、この漁場マップを充実させることで、漁場と新規就業者とのマッチングを促進するということが重要だと思うのですが、漁協の関係と、今後の漁場マップの内容について、その辺はどうでしょうか。教えてください。

○佐久間座長 水産庁のほうでお願いします。

○山口水産庁長官 今、泉澤専門委員からお話があったのは、農業のほうでは農地の利用状況等について、現在、マッピングをして、農業委員会等の調査計画を踏まえた対応ができたというお話で、漁業のほうでもそういった対応をしたらどうかということと承りました。

おっしゃるように、漁場の管理については、特に共同漁業権等については、漁協が行うわけですので、漁協による漁場の利用状況の報告等を、この改正漁業法に基づいて、これから上がってくることになるわけですので、そういったものを踏まえて、こういった漁場利用の状況について、さらなる情報の充実ができるかについては検討してまいりたいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に南雲座長代理、その後、花岡専門委員、岩下委員でお願いします。

○南雲座長代理 南雲ですけれども、今の泉澤専門委員と林専門委員の御発言とも関連するところなのですが、K P Iの設定のところについて、もう少し具体的な御説明をいただければと思っております。

K P Iというのは指標なので、それを置いただけだと別に何か効果を生むわけではなくて、いわゆるアクションナブル、行動を生まないという意味がないわけです。つまり、それを見たときに何らかの活動が生まれ、予定時間に比して活動が生まれないときには何らかのトリガーが引かれて、追加のアクション、施策なり何かが行われるというような形で、常に見直しを生むような形の設定がないと、余り意味がないということになります。

例えば、廃止された件数とか新規の件数だけ、結果だけを追っていくのではなくて、結果を追うためのアクションをどのようにデザインするというのが肝なのですが、その辺は今どんな検討状況なのかというのを教えていただければと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

今の南雲座長代理の質問についてはK P Iのところ議論させていただくということでしょうか。

○南雲座長代理 分かりました。

○佐久間座長 それでは、その次に花岡専門委員、岩下委員、漁場マップの件でお願いします。

○花岡専門委員 すみません。漁場マップの件だったのですね。私は頭でウェブが落ちてしましまして、その説明を聞くことができなかったので、資源管理について私はコメントしたいと思っています。なので、後でまたコメントさせていただきます。

○佐久間座長 お願いします。

では、岩下委員。

○岩下委員 私も漁協のK P Iの話のコメントでした。すみません。

○佐久間座長 分かりました。

それでは、次の論点のほうに移りたいと思います。

○川村参事官 有路先生、手を挙げられていますか。

○有路専門委員 すみません、私のほうも、その後のeの区画漁業権の免許についてなので、また後ほど報告します。

○佐久間座長 ありがとうございます。

○林専門委員 すみません。これに関連してもう一点お伺いしたいです。

○佐久間座長 漁場マップの件ですか。では、林専門委員、お願いします。

○林専門委員 恐れ入ります。

先ほど御説明いただいた、1-1の資料の2ページ目の、左欄のeの「新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように」との関係です。「海面利用制度等に関するガイドライン」をおつくりいただき、ありがとうございます。ここには「基本的な考え方」として、海区漁場計画を作成するということが書かれております。都道府県において、具体的にどのような調査を行って、どの省庁や関係者とどういう手順で調整をしていくべきかという点について、国がイニシアチブをとって、この新規漁場の開発を推進していくべきではないかと思いますが、この具体化について、どのような作業を現在進めていらっしゃるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○佐久間座長 ただいまの件につきまして、水産庁からお願いします。

○山口水産庁長官 この部分につきましては、ガイドラインでは、都道府県が新法に基づく新規免許付与の手続を適切かつ円滑に執行できるよう、海区漁場計画の作成等に関する法の解釈や留意事項を記載したところでございます。

実際にこの新規の漁業権を設定するために必要となる調整と申しますのは、事案ごとに様々でありますけれども、特に沖合のほうに漁業権を設定する場合には、いわゆる航路がそれに引っかかるということがあり得る場合がございます。したがいまして、その航路の関係から関係省庁との協議が必要という場合に、それは都道府県だけでやるには荷が重いですので、水産庁が間に入って調整を図るということもあります。

また、漁業の世界で申しますと、いわゆる大臣許可漁業で沖合で活動する船がいたりした場合の漁場との調整というのが必要となりますので、そういった場合には積極的に関与していくということで、都道府県における手続が速やかに執行できるような対応していくことを、今、考えておるところでございます。

○林専門委員 ありがとうございます。

野上農水大臣も、就任会見において沖合での養殖が必要とおっしゃっていたとおり、農水省において積極的にこの関係の作業を進められているものと理解いたしました。是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、今の件について、有路専門委員からコメントがあるということですので、お願ひします。

○有路専門委員 よろしくお願ひします。

eの新規の免許を付与する場合に、沖合についてというようになっていますが、これは「海面利用制度等に関するガイドライン」の中で制度運用をするということで、先ほど林専門委員からも御質問があつて、その内容に関する御回答の中にも含まれているのですが、ただ、もともと実施計画の中に書かれているのは、どのようにしたら申請者がスムーズに漁業権を獲得できるようになるのかということであつて、実際に想定される利害調整をしないといけないところというのは、言われたとおりのところかと思ひますが、それを誰がどれぐらいの期間で終了させるのかということをも明確化しないと、新規参入する企業にとっては結局非常にハードルの高いことにならうかと思ひます。

したがつて、まず、具体的な申請の手段、どこにどういう形で、どういうフォームで申請をすればよいのかということをも明確化してほしいということ、あとは具体的にどれぐらいの時間がかかるのかという部分をも明確化してほしいと思ひます。基本的には海区漁場計画をつくるときに、5年に一度の更新の中で行うという話にならうかなというように、このガイドラインを見ていると理解はするのですけれども、通常の場合、企業が新規参入する場合は、3年で結果が出ないものに関しては参入できないというのが企業の行動原理になりますので、そのあたりは5年というスパンは、官公庁としては常識的かもしれませんが、一般の民間企業の投資サイクルから考えると現実的ではありません。このあたりは利害調整が非常にかかることは分かりますけれども、やはり期間を短くしないといけないということと、そのために必要なことを手順化してほしいと思ひます。加えて申請する項目というのを明確にしてほしいと思ひます。

あと、もう一つなのですけれども、この沖合の部分の利害調整と同様に絡むことだと思ひますが、これは今後検討していただきたい内容になりますが、新規漁場については、全国には、水産庁の皆さんはよく御存じだと思ひますけれども、漁業権を放棄している漁場が非常に多くございます。漁業権放棄の場合というのは、漁業権を放棄した対象が必ずしも国でなかったり、漁業補償している対象が都道府県であつたり、結構まちまちで、このあたりの問題と、やはり、今の国策として漁場を増やしていこうという話になったときに、どのように問題を解決して、漁業権を放棄した場所でも新たに漁場を得ようとするのにはどういった手続が必要なのかということに関しては、ちょっと調査をして、解決の方向というのを探してほしいと思ひます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

今の点について、水産庁のほうからお願いします。

○山口水産庁長官 ありがとうございます。

ここの漁業権の設定に当たりましては、今、私が申し上げましたようないろいろな関係方面との調整が必要だということになります。

通常の、これまでの漁業権の免許を設定するまでの期間というのは、1年半ぐらいかかっておりました。次の免許の切替えは、有路先生からもございましたように、令和5年ということでございます。それまでの間に、正に手順を明確化してほしいというお話ですので、我々としましても、この1年半という期間ではなくて、沖合漁場における漁業権、どういった手続で、どういった調整をしていくかという手順を明確化したいと思っております。

なお、申請の対象ということでは、沖合漁業権も基本は都道府県が漁業権の免許を出しますので、基本は都道府県に対して申請をしていただくということになるかと思えます。それを受けて、海区漁場計画において漁業権を設定していただいて、その後、利害関係者からの意見等を聴取した後、免許を設定するといった法律に基づく手続ということでございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次の論点に移りたいと思います。

次の論点は、漁協の経営に関するK P Iについてであります。農林水産省より10分以内で説明をお願いいたします。

○山口水産庁長官 続きまして「漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化」の中の、漁協の問題でございます。

aのところは、漁協は全ての収入内容等を調査し、公表の上、漁協の経営に関するK P Iを設定するというところでございます。

「対応状況」のところがございますように、今回、全国の沿海地区漁協全てについて業務報告書がございますので、その業務報告書を基に収入・支出の内容、また、役職員数等について調査を実施しております。調査結果につきましては、別紙の1-2の2ページ以降にその調査結果をつけさせていただいております。この資料は大部にわたりますので、内容の説明は、また後に御質問等があれば、その際にお受けしたいと思っておりますが、その中の20ページを御覧ください。

「課題と対応方向」ということで書いております。今回の調査の結果、いろいろ漁協の経営の実態というのが明らかになったわけでございます。課題のところを書いてございますように、まず「漁協の事業実施体制」の問題として、常勤役員を置いている漁協は全体の36%しかないと。小規模漁協は職員が少なく、複数の事業を兼務しているなど、実施体制が脆弱であるということでございます。また、組合員1人当たりの指導事業賦課金・受

入漁業料は、小規模ほど高くなるという傾向がございます。

また「事業損益」については、全体の66%の漁協が赤字でございますが、その後の事業外の収支によりまして81%までは黒字になるというような結果が出てきております。

また、こういう漁業所得の向上に向けては、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を積極的に展開して、販売事業がこの漁協事業の中心でございますので、販売事業の強化を図っていくことが重要だと考えております。

続いて「会計処理」のところでございますが、会計処理については、事業外収益がありまして、これは諸引当金等戻入、雑収益、補助金を中心でございます。

雑収益は他の科目に属さないものですが、事業外収益の総額の10%以下の場合に使用するものでございますが、この割合が結構大きくなっている問題がございます。

【対応方向】でございますけれども、安定した事業運営を実現するために、合併による事業基盤の強化が必要だと我々も考えているところでございます。特に小規模漁協の合併を強力に推進していきたいと思っております。

また、販売事業の強化を推進していくこと。

また、金銭徴収も含め、適正な会計処理も推進していかなければならないということでございます。

次のページは「推進方策とK P Iの設定」でございます。

この事業基盤の強化を図っていくという1つ目の課題につきましては、漁協が役割・機能を十分発揮できるよう、小規模漁協を含めた広域での合併を推進するというところで、令和7年度末までに150漁協の合併参加を実現したいと考えております。

また、2つ目の経済事業としてのK P Iでございますが、漁場所得の向上に寄与するために、令和7年度までに販売事業の生産性を15%向上させるという目標をつくっていきたいと思っております。

3つ目の海面利用に係る組合員以外からの金銭徴収の透明性の確保につきましては、令和7年度までに「新たな会計ルール」に則した会計処理を徹底したいと思っております。

この「新たな会計ルール」というのは、次の22ページのところに記載させていただいております。これにつきましては、1番のところにありますように、組合員以外の海面利用者から金銭を徴収する場合の原則というものを3つ書いてございます。

特に、1の漁場管理等に関わるものについては、指導事業の「漁場管理等受入金」に計上するという指導をしたいと思っております。

また、2に該当しないようなものについては、事業外収益のところに計上するわけですが「雑収益」という科目で使用するわけではなくて、受入趣旨に合致した適切な科目で計上するように指導したいと考えています。

そのことにつきましては、1-1の資料に戻っていただいて、3番のところがございますように「漁協等向けの総合的な監督指針」の中に、こういった趣旨を盛り込むことにしております。

bのところでございます。調査の結果、独禁法による問題が明らかになった漁協については、公正取引委員会と連携して是正を図るということでございます。これについては「漁協等向けの総合的な監督指針」を改正法の施行日までに改正して、漁業権行使料を徴収する組合員に対しては、漁業権の行使と併せて組合の事業の利用を強制するなど、こういった不公正な取引方法に当たるおそれのある行為が行われてないか等を留意点として明記して、指導・監督をする方針にしております。

具体的に、独禁法上の問題が明らかになった漁協に対しては、公正取引委員会と連携して対応してまいりたいと考えております。

cのところでございます。こちらは、資格審査の実態の調査、公表というところでございます。これにつきましても調査をしたところでございます。

調査結果については、資料の30ページ以降に書いてございます。このうちのまとめているところを御覧いただきたいのですが、32ページのところに資格審査委員会の設置状況のところにつきましては、未設置の漁協が25ございました。これについて、既に改善指導等を実施しておりまして、15漁協が改善しておりますが、残りについても改善を図っていきたいと思っております。

また、具体的な「資格審査の実施状況」でございます。

年1回以上資格審査を実施していない未実施の漁協が17漁協ございました。これについても都道府県を通じて、改善措置を講ずるように報告徴求等を行っておりまして、17漁協中13漁協が改善するという状況でございます。

また、次の33ページを御覧いただきたいのですが、資格審査の実施方法ということで、年1回以上資格審査を実施している893漁協のうち、資格審査の方法に一部不適切な部分もあったということが判明した漁協が300漁協ございました。これらについての事例と適切ではなかった理由については、こちらに記載しているとおりでございます。

これについても、検査指摘事項に対する改善措置についての報告徴求などを行いまして、258漁協について行ったところでございます。残りの漁協についても引き続き改善するよう、都道府県を通じて指導を行っているというところでございます。

また、業務報告書への記載状況についても、記載の不十分なところもありましたので、これらについても強化を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど、南雲座長代理、御質問・御意見があったと思いますので、よろしく申し上げます。

○南雲座長代理 南雲です。

2のところのK P Iについても、K P Iがもう一回出てきますので、併せて御質問をさせていただきます。と思います。

普通、K P Iをつくるときはアクションナブルにしなければいけないので、K P Iをつく

るには分割してツリーみたいな形にするのです。それでツリーの下から上にだんだんK P Iが実行されていって、最終的に狙った効果が実行できるという、そういうシナリオが重要です。

例えば、後段のK P Iのほうだと、漁協の合併がどのぐらい本来の機能発揮とか、若しくは生産性の向上とかにつながっていったら、それが所得の向上にどうつながっていくのかのシナリオが見えてきません。その辺のアクションビリティというのをどうデザインされるのと、どうするつもりかというのをお聞きさせていただければと思います。

以上です。

○佐久間座長 今の点は非常に重要な点だと思います。

水産庁からは。

○山口水産庁長官 分かりました。

今の委員の御指摘は、本当に、我々もそういった方針に基づいて、そういった考え方に基づいてK P Iをつくっていかねばいけないということで考えているところでございます。

合併を進めるということについて、これは、今日は余り十分に説明はできておりませんが、経営状況調査の中でも小さな漁協、組合員の少ない漁協については、役職員の数もかなり少ないということもございます。また、経済事業、いわゆる販売事業ですけれども、漁獲物の販売事業においても、いわゆる収支が赤字になっている漁協が多いという状況でございます。

したがって、それを黒字化していく、また、それによって漁業者に利益を還元していくと考えた際に、この小さいままでそれを行うというのは、今までも我々もいろいろ経験し、また、指導してきたところでございますけれども、そこは難しいだろうと。

逆に、合併等を行って、ある程度職員の余裕ができて、専属の職員が置けるようになった漁協においては、販売事業等の売上げが上がっているようなところがございますので、そういった方向に持っていくべきだということで、K P Iに合併というのを入れたということでございます。

確かに、この資料だけでは、そういったK P Iがどういったところまでの思想、その思想的な背景が書いてございませんので、これからの指導に当たっては、そういったことを十分踏まえて、また、そういったことが分かるように指導してまいりたいと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

合併によって規模を大きくするという方向が問題ということではなくて、飽くまでもここはK P Iなので、今、南雲座長代理が御指摘したように、中間の目標をクリアしていけば最終的には所得も向上する。その更に前の段階として規模も大きくなっている。その一つが合併、多分こういふことだと思いますので、是非、その点は検討をお願いしたいと思います。

それでは、岩下委員、先ほどの点はK P Iに関係することだったと思いますので、お願いします。

○岩下委員 岩下でございます。御説明をどうもありがとうございました。

資料1-1で漁協の現状の問題を解決していくことによって、最終的には漁業者の所得向上につなげていくということの目的で、こういう今回の規制改革の対応を捉えていると理解いたしました。

ただ、実際の調査結果を拝見しますと、例えば、資料1-2の20ページなどを見ますと、常勤役員を設置していない漁協が、実に全体の3分の2に当たると。実際の事業収益もやはり3分の2の漁協が赤字であるというようなことを考えると、もちろん、個々の漁協の合併というのは必要であれば進めていくにこしたことはないわけですが、私も金融の世界でいろいろとお仕事をしておりまして、赤字の金融機関と赤字の金融機関を合併させると赤字が解消するかというと、決してそんなことはないというのは過去の経験でよく知っておりまして、そうなってくると、多分、これは多くの漁協が小規模で赤字であると、その小規模なところを集めたとしても、これやはり浜ごとにそれぞれの漁協がある程度あるということなのでございましょうから、それによって大きな改善が見込めるということは実は余りないのではないかとと思われるのです。

ですから、漁協を合併して、漁協の経営を改善する、あるいは、この資料の後段にあるような漁協の実態をよりコンプライアンスを満たした、きちんとしたものにしていくという、32ページ以降の記述というのも、これも経営体力、余力があつての話ですから、そういう方向で向けていくのは、なかなか厳しいなというのが、この資料を見た実感です。

かたがた、水産業というのは、実際の流通の構造を見てみますと、必ずしも漁業者が100%水揚げを漁協に依存して販売しているということばかりではないということはよく知られているかと思えます。とりわけ、海面養殖業の方々等は、特に関連施設に直接、事業者と売買しているという事例がございます。

そういったような形で、むしろ漁協という仕組みの中で、うまくワークする部分は上手に使っていけばいいのだと思いますが、漁協のみに頼らない形で、最終的な目的である漁業者の所得を向上させるというところにつなげていくということが大事であつて、漁協はできることならばその一助になってほしいけれども、漁協を理想的な漁協に改善していくことによって、漁業者の所得を高めるというのは非常に難しいのではないかと、私は考えています。

ただ、私、最近心配になることが1点ありまして、これは今回のK P Iと多分関連する話だと思うのですが、若干コメントさせていただきたいことがあります。

そう申しますのは、2023年から、消費税の今回の増税に伴って、全ての事業者に対してインボイスが義務づけられるという話は税務署等がいろいろな資料を配っておりますので、皆さん御存じのことだと思います。このインボイスというものが、様々なビジネスの世界でこれから大きな事務負担になるだろう、ペーパークライシスになるだろうということは

よく言われていることなのですが、ただ、税務署さんの資料を見ますと、そのインボイスの交付義務免除というルールがありまして、生産者が漁業協同組合に委託して行う水産物の譲渡については、無条件委託方式かつ共同計算方式による生産者を特定せずに行うものに限っては、このインボイスの交付義務を免れるというルールが新たに2023年から始まるのです。

何となく今日の議論でも、書面をちゃんと残すとか、きちんと書面を取っておくとか、どちらかという、今、電子化を進めているので、書面をなくそうという方向なので、それと逆のことを書かれているような感じがしたのですけれども、多分、そういう新しい世の中の仕組みがこれから動いていく中で、漁協さんはそれに対応していけるのでしょうかということ、それから、逆に漁協さんだけにそれを義務免除しているということは、逆に言うと、それ以外の事業者と直接取引をする漁業者の方々には、インボイスの作成義務が課せられることになりますから、それは事務作業として結構な負担でございまして、そういう意味では、漁業者自体の所得、あるいは手間等も含めての全体の漁業者の利益を改善するという観点から、果たして、今後いろいろ制度が変わってくる中で、漁協を中心とした改善という方向がいいのか、それとも、漁協は漁協として取りあえず頑張ってもらおうとして、漁協以外の部分についても目を配るという形での改善が必要なのかと。その場合、例えば、新たな制度についての見直しをどうするのかというのは、多分、視点として必要で、その上で、最終的に、だから漁協にはこうなってもらおうというK P Iが必要だと思うのです。

だから、従来の漁協のみ、漁協ありき、漁協だけの漁獲資源の換金というものではないという世界になっているという認識が必要ではないかなと思ったのですけれども、それは今回のK P Iを策定とか、K P Iの実行に際してどのように考慮されているのかということについて、水産庁のコメントをお聞きできればと思います。

私からは以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

今の点について、水産庁のほうからコメントがあればお願いします。

○山口水産庁長官 岩下先生、ありがとうございました。

先生の問題意識、認識というのは我々も共有するところでございます。赤字と赤字の組合が合併したからといって、当然黒字になるわけではございませんで、その中で、やはり経営内容を改善する、革新していくということが重要だと思っております。

その際に、おっしゃったところも十分、我々も分かっているところでありますが、全てオールインワンで漁協でやってしまえば、それでうまくいくかということ、そういったことはないわけでありまして。漁協に任せてうまくいくという部分もあれば、漁協以外のプレイヤーを使って、漁業者の所得向上のために新たな手法を生み出すということも必要かと思っております。

その中で、漁協の合併というのをなぜ持ち出しているかということにつきましては、や

はり、やはり販売事業です。漁業者が水揚げをして、それを金銭に評価して漁業者の所得に当てていくといういわゆる販売事業の仕組みがない限りは、やはり、水揚げ地の産地市場等に仲買人等が集まって、それによって価格というのが決まるということになっています。漁協が分かれておりました、産地市場が分かれていますと、どうしても仲買人の集まりが悪くなる。又は、そこの一つの港に多くの水揚げが揚がってしまいますと、仲買人の購買力を越えた段階で値段がつかない、二束三文になってしまうといった弊害がございました。

一方で、合併して、又は産地市場を合併するだけではなくて、合併すれば、そういう意思決定が一つになりますので、産地市場や水揚げの方法等が改善できる、改革できるというような事例が確かにございまして、そうしますと、大きな器にたくさんの漁獲物が揚がって、それによって仲買人もそこに集まる。仲買人が集まれば競争もありますので、消費者が見れば逆かもしれませんが、漁業者から見れば値段が上がっていくというような効果も、実際にこれは上がっているところでございます。そういった点で販売事業を集約化していくということをするためにも、合併という手法が一番効果的だということでK P Iに入れているという状況でございます。この点の説明は、これからも、単なる合併をすればよいということではないという趣旨は十分説明をしていきたいと思っております。

インボイスのほうの話につきましては、私自身は十分把握はしておりませんが、いずれにしても、漁業者と漁協の関係というものについては、今までの漁業者がたくさんいて、漁獲物も多く揚がっている時代から、やはり水産資源が減少してきたということと漁業者の数も減ってきている中において、漁業者がこれからは資源管理をして、水産資源をシェアしていくのですけれども、その中で的確な所得を上げられるようにしていく、それをサポートする漁協の役目というのは何かということについて、十分また検討して方向性を出していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○佐久間座長 ありがとうございました。

それでは、南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

今の点に関係するのですけれども、合併という形で、規模の経済、知識の集約、競争促進というエコノミクスが実現するという点については理解いたしました。私も合併も、合併後の統合促進も両方やっているのですけれども、やはり合併は組織の問題なので、100%うまくいくわけではないということを考えないといけないと思います。K P Iで、ある一定期間内にうまくいかないことが分かったときには、トリガーを引いてプランBに移行する、次のことをやるのだという仕掛けが必要になってくると思うのです。これを放置したままずっと時間がたって、K P I未達といった終わり方というのは余り好ましくないので、K P Iを設定するときに、そういうトリガー、ある一定のところまでいったら次のことをやるというような仕組みを是非理め込んでいただければと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

私からも、合併の話だけ出ていましたけれども、この一番重要なところは、漁業者の所得向上ということがやはりキーですから、そのため漁業経営のK P Iというのが、先ほどの説明の中には見えにくかったかなと思います。例えば、手数料とか漁業料というのが下がれば、漁業者の所得というのは上がるわけですから、その辺についてのK P Iというのも必要だと思いますし、今、南雲座長代理がおっしゃったように、K P Iを設定しても、それが未達でもう手遅れというのではしょうがないので、今の設定の時間軸というのがのんびりしているかなというところもあるのではないかと思います。

それでは、次に資源管理のほうに移りたいと思います。

○有路専門委員 座長、すみません。私、発言させていただきたいのです。

○佐久間座長 お願いします。

○有路専門委員 水産庁にコメントだけ2つありまして、1つは、漁協について、経営を見る中でK P Iを定めて、合併を進めていくということは、一つの方向性だというのはよく理解しているのですが、1つ目は、K P Iを定めるのであれば、やはり理想となる漁協の機能とか漁協の姿というものは定義しておく必要があると思うのです。その部分が、当然、漁協の置かれている規模とかシチュエーションによって違うということは分かるのですが、やはり、いろいろ今まで合併とか見てきた中では、むしろ合併したことによって意思決定をしにくくなる、要は、地域ごとに、全てに、もともと単協があったものが合併して一つの漁協になったので、理事会が、全ての単協から代表が出てきて、全くまとまらないなどというのは県一漁協ではよくある話なのですが、そういうことを考えると、漁協というのは、例えば、理事の数、これぐらいの規模だったらこれぐらいが望ましいとか、そこまで定めるのは難しいと思いますが、理想とする漁協の姿の設計自身は必要なのではないかと思います。

多分、水産庁さんの中ではお持ちだと思いますし、そこは多々議論はされているのだと思うのですが、ある程度、世の中といいますか、漁協側に対してもお示ししていただきたいなと思います。これが1点目。

2点目は、これは以前から申し上げているのですが、やはり漁協というものが、非常に特殊な性質を持って、協同組合法に基づいて設置されている特殊な法人というところもあるのですが、一方で、漁業行使料なり何なりというところも含めて、今回の改正漁業法については非常に重要な役割を持たざるを得ない、特に、地方自治体と連携して、非常に重要な役割を果たしていかないといけない中で、ある意味、非常に強い権限を持っているとも言えるようになっていくと、やはりそこに求める要件、漁協というものはこういうものをしてなければならない、あるいは、こういうことはしてはならないというようなことも踏まえて漁協の姿を改めて定義していくべきかと思います。そこは現在の水協法ではそこまで規定されてなくて、既存の漁協があるから、その漁業者は性善説的に全て業者が助け合う

ためにつくられてきたみたいなお題目は分かるのですけれども、実際そうでもない形態というのは多々あるわけなので、そこは検討せざるを得ないのではないかと思います。

なので、2点目としては、1点目のところに照らし合わせた場合に、合わない漁協をどのように指導していくのか、あるいは、どのように都道府県と連携して、水産庁として取り扱うのかというところは、今すぐの答えではないと思うのですけれども、これからの実施の中で避けては通れない部分だと思しますので、是非取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

今の件、K P Iのそもそもの前提となるお話なのですが、水産庁のほうからお考えがあればお願いします。

○山口水産庁長官 有路先生のお話は、本当に、我々も常に重く受け止めているところでございます。漁協の合併といいますか、合併をすと言っているのは、やはり組織形態としての一定の規模なり一定の機能というものを果たしていただきたい、規模に基づく機能、その役割が漁業者の所得向上のためにどういったことが必要かということについて、考えの下に合併をしてもらわなければいけないと考えております。

国としてどこまで定めるのかということはあるわけではございますが、やはり、我々としても、販売事業で利益が出るような、そういった体制というのはつくっていただきたいと思っておりますし、今回の漁業法改正の中で、水産業協同組合法の改正の中に販売事業担当の理事を置くという規定も入れさせていただいております。

したがって、理事を中心に、この販売事業でもって機動的に動けるような体制、今までと同じことをやるわけではなくて、新しいことも含めて機動的に動けるような体制、また、それをしっかり見極めながら、温かく見守れる役員の体制、こういったことも重要ではないかと思っております。

先ほど、大規模合併をして、一県一漁協になったところのほうで意思決定が難しくなるのではないかとというようなお話もございました。経営管理委員会制度というものもつくっておりますので、そういった形で常勤の理事等中心の事業運営ができるような体制も制度としてはできているわけではございますので、これは本当に実行していただく、使っていただくのは漁協自身でございますので、漁協の皆さんに、真剣に、こういった形で、自分たちの地域に応じた体制が必要かということは考えていただく必要があると思っておりますので、私どもも力を合わせ、また、都道府県、また、全漁連も指導業務を行うことになっておりますので、全漁連も含めて考えていきたいと思っております。

それと、そういったことをやって、結局、適切ではない行為等をしたような漁協に対してどういったことをしていくのかということではございます。先ほどから若干御説明するように、資料につけておりますので、漁協等向けの総合的な監督指針というのがございまして、結局、その中で、漁協に対する指導方針なり着眼点ということをいろいろ書いて

ございます。

これは都道府県がこういった観点で指導するよということを明記しているものでございますので、まずはそこで指導していただくということになりますし、どうしてもこれに従えないような場合は改善措置命令という形までできることになっておりますので、そういった強制的なことも含めて考えていきたいと思っています。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、林専門委員、お願いします。その後、再度、南雲座長代理でお願いします。

○林専門委員 ありがとうございます。

まず、1点目、組合員の資格審査についてです。今回の資料に示されたように調査いただきまして、ありがとうございます。ただ、業務報告書への記載不備の数と、その審査の関係の数の適合状態とかを見ても、実際どのようにアンケートを取られたのかなというのはちょっと分かりにくいところもあります。

御調査いただいたところを前提として、昨年の閣議決定でお願いした点は、必要に応じ水産業協同組合法に基づく措置を講ずる、すなわち、この組合員資格審査が適切に行われるように、それを確保するようなシステムとして示していただきたいということですので、その点を引き続きお願いしたいと思います。

それから、2点目なのですが、ただいまのお話にありました漁協等向けの総合的な監督指針、資料1-2の35ページから42ページに関わる部分ですが、その漁協の監督の主体となるのは誰なのかというのを明確にさせていただければと思います。

どうもこの監督指針は主語がないのです。全部都道府県なのか、それとも水産庁、水産経営課、農林水産大臣、それぞれどういう役割をこの監督主体として果たすのかということをより明確にさせていただくべきではないかと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの件、特に後半の点、水産庁、いかがですか。

○山口水産庁長官 まず、漁協に対する資格審査等をどうやって調査したかということですが、今回、実施した調査の内容が31ページの2のところでございますけれども、漁業協同組合の組合員資格審査の実施状況を把握するため、監督行政庁である都道府県に対し、常例検査やヒアリング等により確認した事項や指導の状況等を水産庁として調査をしたということでございます。

具体的には都道府県に対して調査票を配布して、これまでも常例検査を行っておりますし、また、毎年ヒアリングを行うということを指導で行わせていただいておりますので、そこで出てきている資格審査の不適正な事例、また、それに対する関連指導の状況、こういったものをペーパーで出してくれということで調査をした結果でございます。こういった形での資格審査の適正化ということについては、今回の監督指針の中にも書かせていただいておりますので、こういったシステムで今後ともやっていきたいと思っております。

あと、その監督指針の主語は何かということでございますけれども、基本的には監督指

針というのは漁協等を監督する立場の者に対して、国から指導する、準拠する方針を示しているわけでごさいます。基本は、直接漁協等を監督する都道府県が指導に必要な情報なり指導方針等を水産庁として示したということでごさいますけれども、水産庁が直接指導する漁連等がごさいますので、そこに対しては国からも行うということでごさいます。指導は基本的には都道府県だということと御理解いただければと思います。

○林専門委員 ありがとうございます。

先ほどの組合資格の調査の点ですが、例えば、資料の通しの33ページのところを見ると、資格審査方法等が一部不適切だったところが300ですから、全体のうちの3分の1ぐらいが不適切ということなのですが、その300と、4番の業務報告書への記載状況の292漁協というのが完全に重なっているのか、それとも業務報告書への記載状況が不備という292であっても、審査方法の一部不適切には入っていないというものもあるのかなど、質問事項のつくり方によってはこの辺が非常にグレーなので、正直、この調査結果からは、少なくとも3分の1は審査方法が不適切だし、少なくとも3分の1はちゃんとした記録を取っていないということが見えます。したがって、今後も、この調査を続けて改善をするというだけでなく、より突っ込んだアクションが必要ではないかと思っています。

それから、2つ目の監督主体の明確化なのですが、一般論として、場合によって、国であり、都道府県であるというお答えですが、例えば、42ページの「監督手法・対応」とか、54ページからの組合の合併のところについてみると、では、その部分については、誰がどういう責任主体として役割を分担しているのかが明らかではありません。今後、運用においてはその辺が明らかになるようにしていただければと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、南雲座長代理、お願いします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

漁協の損益状況を見ていまして、事業損益で言うと66%の漁協が赤字なのだけれども、経常、つまり、事業外損益を入れると80%は黒字になります。これは何が一番大きな理由になっているのかと見てみると、事業外の中の諸引当金の繰入と繰戻が非常に大きな数字になっています。これが非常に目につきます。業界ではこれが普通ということなのかもしれないので、もしかすると的外れなのかもしれないのですが、もしかすると漁協の経営の弱体化の中で、こういう勘定を使った安全弁で収益を出したりしなかったりという調整弁になっているのかなど。若しくは、それ以外の何か理由があるのかということ、ちょっと疑わしい気がするのですが、これはこういうものなのですか。それとも、弱体化の一つの経営品質の弱さみたいなものを端的に表しているものなのですか。

○佐久間座長 水産庁、お願いします。

○山口水産庁長官 ありがとうございます。

まず、林専門委員からの御質問の件でごさいます。33ページの上の3番のほうでは、300

漁協不適切、4番のところでは292漁協となっているのはどういうことかということでございますけれども、まず、3番のほうは、審査の実施の仕方が不適切だということについて、ヒアリングや検査等で判明したのが300ということでございます。それから、不適切なものも含めて、4番のほうは、審査の記載の状況、これは業務報告書という年1回、都道府県のほう、監督行政庁に報告するのですが、報告書の中に記載していないというのが292ということでございます。4のほうが形式的な形で、3のほうが実質的な内容の適正な話でございますので、両方はリンクしないのですが、そういうことでこれだけの数があったという趣旨でございます。

それと、この監督指針で、誰が責任、誰がどのようなことをやって誰に責任を負わせるのかというお話がございました。基本的には監督行政庁としては、先ほどから申しましたように、県内の漁協については、都道府県がこの監督をすることになっておりますので、監督の責任は都道府県のほうにある。これを受けて、実行をしていくことについては、漁協の執行部が責任を負っているわけでございますので、いわゆる漁協の代表理事なり理事会がこの責任を負うということで、検査の指摘等を漁協宛てに返してはいますが、次回でそういう改善方策等は検討してもらって、都道府県のほうに報告をするということが行われているところでございます。

もう一つ、南雲座長代理から御指摘がございました、諸引当金の繰入とか戻入とか、これはどういうものかということでございますが、販売事業や購買事業を漁協はやっておりますので、この債権の残高があります。その債権が回収可能かどうかについて審査をして、具体的に引き当てておかないと、回収可能性が少ないものについては引当金を計上するという経理を行っているところでございまして、その引当金の繰入と戻入が多いということは、その当該事業において、漁協から引き渡した相手に対しての債権関係があって、それを一括した引当金等という形で計上すると。これは我々の主張からいっても、漁協の経営の健全性を確保するためには、やはりそういった隠れた借金、隠れた欠損といいますか、そういったものが生じないように、これは銀行も一緒だと思いますが、そういった点で債権ごとに管理をきちんとやるという趣旨でこういった科目が立っているということでございます。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

会計基準上、正しいことをやっていらっしゃるということとはよく分かりました。ただ、一方で、そのビジネスモデルの脆弱性を表しているということだと思うので、そうすると新規参入の一種の障壁になっているというか、そういう危ないビジネスになかなか入りたくないと思う人も出てくると思うので、これは広い目で見ると改善することが大切になってくると思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

今の南雲座長代理の関係でもあるのですが、参考の中に損益計算書がついている

のですけれども、1,000人未満は、組合なので、会計上、どのように正確に言えばいいのか分からないのですけれども資本欠損という状態なので、この改善というのは余り時間がないのではないかと思います。

それにもかかわらず、今回、水産庁から出てきたK P Iが、目標年次というのが令和7年度と、一言で言うとのんびりしているのですが、そこはなぜ7年度末なのでしょう。その点を教えていただけますか。

○山口水産庁長官 座長からのお問合せでございますK P Iの目標につきましては、150合併をするところについて、全部が令和7年度に向けてやるということではなくて、我々としても具体的な取組は順次やってもらいたいと思っておりますし、以前からこの漁協の経営状況等を踏まえて、都道府県に対してもきちんとした組織体制をつくるようにという指導を行ってきているわけでございます。

ただ、漁協というのは、御承知のとおり、組合員のいわゆる協同組合組織でございますので、組合員の理解を得ながらやっていかなければいけないという部分がございます。一方的に国のほうから指導してということがなかなかしづらい点もございまして、漁協を正に支えておりますのは漁業者の皆さんでございますので、漁業者の理解を得ながらやっていくという点で、時間がかかるところもあるだろうということで7年度末までということにさせていただいておりますが、座長のおっしゃるとおり、緊急を要する、特に赤字が恒常的に出ているようなところについての対応というのは急いでやらなくてはいけないと思っておりますので、我々としても頑張っていきたいと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次のテーマである「資源管理」につきまして、農林水産省より5分以内で説明をお願いします。

○山口水産庁長官 次は「資源管理」でございます。

これにつきましては、資源管理に向けたロードマップを設定して、①から④に掲げている事項について盛り込むことという御指摘でございます。これにつきましては、本年10月に「資源管理基本方針」を策定しておりまして、それとともに「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」は9月末に公表しております。その全体的な流れの中で、これらの項目を明らかにしたところでございます。

なお、この漁獲割当の導入時期についてはロードマップのほうで示しているところでございます。

また、水産資源ごとの配分方法と具体的な内容については、資源管理基本方針の別紙として順次定めていくということにしておりまして、現時点においては太平洋クロマグロ、ミナミマグロ、中西部太平洋メバチについては公表をしております。

また、令和3年1月1日から新たな枠組みで管理を開始しますサンマ、マアジ、マイワシについても、令和2年中、今年中に策定すべくパブリックコメントを実施しているところでございます。

この資源管理基本方針の中で、大臣管理区分と都道府県への漁獲可能量の配分基準が①でございますが、これが「資源管理方針に関する検討会」という漁業者をはじめとする関係者で議論をする場を設けるという④の部分、こういったことについては内容が定められたところになります。

また、都道府県ごとの漁獲可能量の配分方法、②で指摘されているところにつきましては、国が定める資源管理基本方針に即して都道府県が資源管理方針を定めるということになっておりまして、水産資源ごとの管理の開始に合わせて策定されるということで、現在、準備中というところでございます。

bのほうでございます。今後のロードマップ策定の工程を明らかにすべく、魚種ごとに、また、必要となるプロセスごとに着手、完了等の時期を明確にしろということでございます。

これについては、本年9月末に公表しました「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」があるわけで、この中で優先的に検討する資源や現行のTAC魚種、また、現行の非TAC魚種、国際資源など、魚種ごとに今後の必要なプロセスの着手、完了の時期等を明確に示しているところでございます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、花岡専門委員、お願いします。

○花岡専門委員 山口長官、御説明、ありがとうございます

私からもこの資源管理について、同じ資料、このロードマップの資料をベースにして、4つの項目にわたってコメントをさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の項目、令和12年目標についてです。ロードマップ資料の右側に「10年前と同程度まで資源量を回復させる（目標444万トン）」とあります。こちらの具体的な数字が出ていることはいいと思います。ただし、漁獲量だけが目標として書かれているのですが、やはりこれは資源管理のロードマップですので、副目標としてもいいと思いますので、資源量がMSY水準を上回るような割合のようなものを追加設定すべきではないかと思えます。

というのも、もし、これは漁獲量だけでいきますと、数字合わせだけのために漁獲量を増やすというようなことがあれば本末転倒ですし、例えば、このままマイワシが増大すれば何の努力もしなくても達成できてしまうというのもポイントかと思えます。

例えば、TACの総漁獲量、6割から8割に増やすということですが、もし、マイワシが自然に60万トン増えれば、対象を増やさなくても達成できてしまいます。これでは、やはり資源管理の強化とは言えないこと。そして、資源管理の成功者、正解者であることを今回こそ国内外に示す必要があるという考えから、副目標として資源量がMSY水準を上回る割合というものを追加することを御提案させていただきます。御検討をお願いします。

続きまして、2項目です。これは資源評価について、このロードマップの資料で、黄色で示されている部分です。

電子化のタイムラインが引かれていて、大きな前進だと思います。まず、大規模な漁業からということでも私も賛成ですけれども、そこで終わらずに、小規模な沿岸漁業においても、水揚げデータだけではなくて漁獲データを収集していくこと。つまり、産地市場からだけではなくて、漁船や漁業の現場から情報を集めていくことが大事ですし、さらにその漁獲情報とセットで、海洋環境情報においても収集して、それをオンラインで分析していく、発信していくということで、資源管理以上の価値をステークホルダーに提供することができるようになります。デジタル庁が発足する時代です。確実な進捗を期待しています。

データ収集について、もう一つ、別の観点からお話をさせていただきます。

これは、現場の漁業者からよく聞く声ですけれども、漁業者は海の状況を毎日見ているのに対して、科学者が現場を訪れるのは年に1回か多くても数回。さらにその訪問のタイミングも、海は海水温の変化などで魚が来る時期がずれているのに、訪問に来るのは旧来の日程のまま。海を見ず数字だけを見て資源量を算出する、国や都道府県の研究所の資源評価は全然当たらない、こういう認識を今までも多くの漁業者の方々がお持ちだと思えます。いつまでたってもこれではうまくいかない。

なので、現場に生きる漁業者の感覚と、客観的な科学が打ち出す姿がもっとオーバーラップする状態をつくる必要があります。科学者側のキャパシティも十分に確保して、実際に毎日海に出ている漁業者の意見や感覚を聞く機会を増やす。そして、科学者と漁業者が理解と協力を得合う体制をつくることをお願いしたいと思えます。

上記2点は情報収集に関してですが、そのようにして収集される情報を基に行われる資源評価、この評価においては純粹に科学的な作業であり、科学は調整するものでも事前合意を求めるものでもないため、政府や特定の利害関係団体の干渉が入らないよう、独立性を担保することが極めて重要だということを、ここで改めてコメントをさせていただきます。

それでは、次に3項目目、資源管理、TAC魚種の拡大についてです。ロードマップの資料で言う青色で示された部分です。

資源管理においても、客観的な科学ベースを絶対的な基礎とする明確で公平な基準を定めることが肝腎です。TAC管理対象魚種を決める基準について、この資料には「漁獲量を多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえ」との説明があります。最初の漁獲量が多いものから順にというのは明確で公平だと思いますが、その後続く「資源評価の進捗状況等を踏まえ」の部分が透明度を一気に悪くしています。そこで、水産庁に情報の提出をお願いしたいと思います。

「漁獲量が多いもの」のうち、客観的な科学ベースだけで見たらどの魚種をTAC管理対象にすることがふさわしいかを把握するために、漁獲量トップ35の魚種のうち、既にTAC対象になっているものを除いたものにおいて、それぞれの資源評価の進捗状況、漁業

の特性、関連地域や業界の特性、そのほか、水産庁がこの「資源評価の進捗状況等を踏まえ」の文言に含めようとしている内容全ての情報をこのワーキング・グループに提出していただきたくお願いします。

たくさんの情報ですので、もしすぐに全ての情報をそろえることが難しいのであれば、例えば、ここにある「第1陣」「第2陣」のように分けて御提出いただいてもいいかなと思います。いつまでに御提出いただけるかだけ、今日御回答いただけますと幸いです。お願いします。

そして、最後、4つ目、ステークホルダー・エンゲージメントについてです。ロードマップ資料の一番下にある2行です。

私たち消費者がいつもおいしく魚が食べられているのは、漁業者さんが毎日、日が明けぬうちから厳しい海に出て魚を丁寧に獲ってきてくれるおかげです。ロードマップ資料の一番下に「関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める」とありますけれども、これがとても大事だと私も思います。漁業団体などの限定された方々とのクローズドな会議、調整をするという形ではなくて、実際に海に出て漁業を営んでいらっしゃる方々、特に次世代を担う若手の漁業者さんの皆様と、公で風通しのいい機会を頻繁につくって、情報共有や議論をしていく、それを水産庁に求めます。それがここに記載されている関係する漁業者の理解と協力を得るために必要なことだと思います。

最後になります。これにおけるステークホルダーは漁業者だけではありません。サプライチェーン上の多岐にわたる事業者、NPO、NGOなどの市民団体、アカデミア、メディア、消費者まで含めた幅広いステークホルダーに対して、公で風通しのいい場でのエンゲージメントを増やしていただくことを求めたいと思います。日本の水産経済、地域社会、海洋の自然環境の回復を加速させるために、是非日本政府から国民全員に対して、この改正漁業法やロードマップで描く日本の水産の明るい未来のビジョンをもっと積極的に共有していただきますようお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、今の点について、申し訳ございませんけれども簡潔にお願いします。

○竹内委員 座長、すみません。私の発言も似たような点がありましたので、併せていただいてもよろしいですか。

○佐久間座長 では、竹内委員、お願いします。

○竹内委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。

私の問題意識も、今、御発言の花岡専門委員と重なるところがありましたので、続けさせていただきます。

私も今回の資源管理のところが非常に気になっておりまして、今日参加をさせていただいたのですが、やはり目標が漁獲量になっているというところ、資料1-2の76ページあたりですか、これで本当にちゃんとした資源管理が可能なのか、危機感を感じております。

今、花岡専門委員が御指摘くださったように、例えば、マイワシが自然に数十万トン増えたということでも達成したことになってしまうということになる。国際的には、こうした努力のない目標達成を含み得るようなやり方というのは批判をされやすいところかと思しますので、目標の設定について再考いただくということが必要ではないかと思えます。

TACについては、以前、古い2013から2014年ごろの水産白書だったと思うのですが、緯度が高い北欧と異なって、魚種が日本の場合は多いものだから、TAC設定魚種を増やすということが難しいというような御説明もあって、ほかにもいろいろな要素があると思うのですが、緯度という点では、北と南の違いはあれど、同じようなニュージーランドも100種ぐらい、アメリカはほぼ漁獲対象の全魚種、500種類ぐらいでしたでしょうか、というようなことを対象にするというような資料もどこかで拝見いたしました。日本は、TACは7種類プラスクロマグロと非常に少ないので、もっと問題意識を切実に持つ必要があるのではないかと考えております。

全魚種を対象にするというのが理想ではあるものの、きちんと資源評価をしながらやっていくということが必要なのだろうと思えます。ただ、ちゃんとどこまでを目指すのかということが最初に共有されないと、多分、毎度こうやった形で議論をせねばならぬということになります。

河野大臣はここにおられませんけれども、毎回スピード感ということは我々も口を酸っぱくして言われているところでもございますので、大方針としてどこまで目指すのか、優先順位をどういう考え方でつけるのかというような形を、もうちょっと明確にお示しをいただければなと思えます。

優先順位としては、漁獲量の多いもの、資源減少が懸念されているもの、これは全漁獲の約半数になるのか、そこら辺を優先していただくようになるのだろうなと思えますが、そこら辺の考えを聞かせていただきたい。

最後に、一点だけ追加でお願いなのですが、資源管理はやはり自然科学的な議論に基づく必要があるということだと思えます。資料に「漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえ」と書いてあるのですが、これがどういうことを指しておられるのか、先ほどの花岡専門委員も、その点を御指摘でしたので、期限だけでも結構ですが、どういう考え方で評価しようとしているのかということをお示ししていただければと思えます。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

泉澤専門委員は違う論点ですか。もし、似たようなものであれば、続けて質問をいただければと思えます。

○泉澤専門委員 私の場合は漁獲可能量の配分方法についてなのですが、

○佐久間座長 分かりました。では、それは後ほど。

では、今の花岡専門委員、竹内委員について、水産庁のほうから簡潔にお願いします。

○山口水産庁長官 花岡専門委員から多岐にわたる御意見を頂きました。

まず、今後の資源管理の目標というところで、漁獲量の回復とさせていただいておりますのは、これまでの説明の中でもそうでしたけれども、漁獲量がどんどん減少してきているので、これに歯止めをかけるということがもともとの水産改革の目的でございましたので、その歯止めのかけ方として、漁獲量を10年前と同程度まで回復させるということを入れたわけでございます。

マイワシの問題とかカツオの話になると、水産庁がずるをするのではないかというような意味かと思うのですが、そういったことで我々は考えているわけではございませんので、適切なものとなるよう考えていきたいと思えます。そういった点で、御指摘のあったMSY水準に関しての、その割合の問題とか、こういった形で、追加の目標というお話もございましたので、こういった形で補足していけばいいのかということについては工夫をしたいと思えます。検討したいと思えます。

あと、電子化の問題については、おっしゃるとおりでございまして、地上のみならず漁船からの情報や海洋環境の変化の情報も得ていくことが重要です。特に漁業者の感覚を、我々としても大事にしていかないと、漁業者自身が資源管理を実施していく主体になるわけでございますので、そういった観点で行いたいと思えます。そういった点で、正確な説明も含めて、漁業者の皆さんとも風通しのよい機会、関係をつくっていく、団体の代表だけではない方と御意見を交換する機会、こういったものもつくっていかねばいけないと思っております。

それと、資源管理を行っていくTAC化の考え方についてのことでございますが、トップ35の進捗状況なり漁業の状況などというようなお話がございました。これから作業をしなければいけないのですけれども、できれば今年度まで、来年の3月までには提出できるように作業をさせていただきたいと思えます。

竹内委員からも同様な御指摘でございまして、今後の資源管理の目指すべきところが明確になるようなきちんとした目標というもの、それは当然漁獲量を増やしていくということの中身の質の問題かと思えますので、その質の問題も含めてやっていきたいと思えます。

特に、日本の漁業の実態というのが、他の国と違うということについては、これまでは、それでなかなかTAC化が進まないというようなことの理由として言ってきたところもあるのですけれども、今回の改革においては、TAC化も含めた新しい資源管理システムを導入していくということを我々としても大目標にしながら、個々の漁協の実態、特に沿岸漁業者の行っている刺し網とか定置網とか、なかなか選択的な漁獲ができないような漁業もありますので、そういったものとの調和も考えながら、花岡専門委員が最後におっしゃってございました漁業者の理解と協力を得た上での実行に努めていきたいと思っております。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、泉澤専門委員、お願いします。

○泉澤専門委員 御説明、ありがとうございます。

資料1の2ページの①の大臣管理と都道府県知事管理の漁獲可能量の配分方法について、具体的な対策を盛り込むということですが、以前、クロマグロの配分方法では、具体的な算定根拠が詳しく示されなかったことや、漁獲実績重視の配分方法ではないのかというような漁業者からの批判があったわけですが、そのことを踏まえて配分方法の中身について示す必要があると思います。

魚種や系群によって、例えば算定方法が異なる場合があるのかどうか、あるいは全て同一の方法で算定するのかというようなことを、今後、I Q管理に移行する時点で、新たに加わるT A C魚種だけでなく、現行の8魚種についても改めてT A C配分の決め方について示すべきだと思っております。そのあたりを教えていただきたいと思うのです。

○佐久間座長 お願いします。

○山口水産庁長官 ありがとうございます。

今、泉澤専門委員からも御指摘がありましたように、クロマグロに関しましては、T A Cの数量配分を、沿岸の漁業者まで全てに数量管理の適用があるということをお願いをしたということがございまして、沿岸の漁業者から見ると、これまで、そこまで明確な数量というものが配分されたことがなかったものですから混乱を招いたということで、そこはおわび申し上げたいと思っておりますし、そういったいろいろな沿岸漁業者の御意見等も踏まえて、配分の方式については水産政策審議会の中にクロマグロ部会というのをつくりまして、そこで議論をして、沿岸漁業者の御意見も十分踏まえて、新たな配分方法というのを決めたという経緯がございます。

そういった経緯もありますので、これからの新たなT A C管理の魚種、また、I Qに移行するようなものも含めて、算定方法等については、国からの考え方、基本的なものを示していくということと、あと、ステークホルダー会合等、漁業者の意見を聞く場がございますので、そういった場でいろいろな方々の御意見を聞きながら、理解を得ながら進めていきたいと考えております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

○泉澤専門委員 今回示されたロードマップの中にも、沿岸漁業も、今後I Q管理を一部導入するようになってきます。その際には、資源管理協定への移行が必要であると、このロードマップにも記載されておりますので、漁業者の理解を得るためにも、ここは丁寧な説明がぜひとも必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

これでいただいていたお時間も過ぎてしまいましたので、一旦ここで締め切らせていただきまして、残っております許可漁業については、これは事務局で別途整備していただくということにいたしまして、本日、3点議論しました。それについての議論を終える前に、

金丸議員から一言お願いしたいと思います。

○金丸議員 ありがとうございます。

水産庁長官の御説明と、その後の委員の皆様の議論をお伺いして、一言意見を申し述べさせていただきます。

水産業の成長産業化には、科学的資源管理を着実に推進し、資源量を維持、増大させること。未活用漁場の活用、新規漁場の開拓を行い、新規参入を促し、養殖生産量を拡大すること。スマート水産業なども活用し、漁業の生産性を向上させること。これらを着実に実施することが必要不可欠です。

漁業法の改正により土台は整ったわけですから、あとは水産庁がどのようにリーダーシップを発揮して政策を実施していくか、制度運用の部分が非常に重要です。水産庁にはしっかりと対応していただきたい。

また、改正法の下、漁業者が安心して漁業に取り組むためにも、漁協の役割はこれまでも増して重要となりますが、本日御報告いただいた組合員資格審査の状況は言語道断だと思いました。決められたルールも守れないのでは成長産業化以前の問題です。水産庁には、監督省庁としてしっかりと指導を徹底するよう強く要請いたします。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、私からまとめのお話をさせていただきます。

まず、漁場マップの件でございますけれども、やはり目的は、未活用の漁場が、新規参入者や規模拡大を計画する業者に有効に活用される、そのためのものということでありますので、委員の方から指摘がありました未活用漁場の状況が把握できる、より親切的な漁場マップというのが必要だろうと思います。その観点で付け加える情報というのを検討いただきたい。また、都道府県が沖合に円滑に新規の区画漁業権が設定できるよう、そのための具体的な手順というのもお示しいただきたいと考えます。

2点目のK P Iにつきましては、漁業者の所得向上、そのためにあるべき漁協というところから出発して、では、K P Iとして何が求められるのかと、こういう点で、もう少し、いわゆるK P Iらしいものを設定するべく検討していただければと思います。もちろん、合併についても重要な指標であるわけですが、やはりそれだけでは不十分だということではないかと思えます。

次に、時間軸なのですが、やはり7年度というのは、今の状況からするとのんびりしているので、例えば、令和3年度末までに前倒しするとか、これは全てのK P Iが3年度末というのが無理であっても、少なくともそのものについては、やはり令和3年度末を目標にしたようなK P I、そうでないとK P Iというのが余りにも間延びしますので、令和3年度末というのを念頭に検討いただきたい。

あと、組合員資格ですが、これは、今、金丸議員から指摘がありましたように、実態として、これはよく調べていただいたので、それは感謝申し上げたいのですけれども、非常

に問題だというのは実態として明らかになったわけですし、これは監督省庁として、是非、是正措置を徹底していただく。また、漁協自身による再発防止策、こういう対応についてもしっかりとスケジュールを設定した上でフォローアップしていただきたいと思えます。

さらに、TAC魚種の拡大、資源管理、これについては、大臣と都道府県知事管理の漁獲量の配分、これは泉澤専門委員も指摘されていた点で、やはりまだ不明確。加えて、TAC導入の順番、その具体的な基準というのも必要だろうと。やはり、魚種ごとにTAC導入に向けた資源評価、そして、ステークホルダー会合など、各工程での着手、完了のスケジュールも改めて明確にしていただければと思えます。

検討結果については、五月雨式でも結構でございますので、2週間後までをめぐりに事務局に御連絡いただければと思えます。

私からは以上でございます。

それでは、予定時間をオーバーして申し訳ございませんが、本日はこれで会議を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。終了させていただきます。